

羽曳野市本庁舎建替整備 基本計画（素案）

令和6年3月

羽曳野市

目次

第1章 新庁舎整備の背景	2
1. 基本計画の策定にあたって	2
2. 基本計画の位置づけ	2
3. 現状と課題	3
第2章 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方	8
1. 基本理念と基本方針	8
2. 基本性能と整備する機能	9
第3章 新庁舎の導入機能	10
1. 災害に強い庁舎	10
2. 市民サービスの向上をめざした庁舎	13
3. 行政機能の強化をめざした庁舎	15
4. 環境にやさしく、経済性の高い庁舎	19
5. 歴史資産（世界遺産・文化財）と調和した庁舎	21
第4章 新庁舎の施設計画	23
1. 敷地概要	23
2. 新庁舎の規模設定	29
3. 構造・設備計画	38
4. 工事計画	44
第5章 新庁舎建設事業の進め方	45
1. 事業方式の検討	45
2. 財政計画	48
3. 事業スケジュール	53

第1章 新庁舎整備の背景

1. 基本計画の策定にあたって

羽曳野市本庁舎（本館：庁舎棟、市民ホール棟及び議場棟）は、昭和49（1974）年1月の落成以来、50年が経過しており、耐震診断結果では、震度6強の地震が発生した場合、「倒壊または崩壊する危険性が高い」とされています。

庁舎は、防災拠点として最も大きな役割を担うべき施設ですが、現状ではその機能を果たせない状況にあります。南海トラフにおいて今後30年間に70～80%、40年間に90%程度の確率で発生すると予測¹されているマグニチュード8～9クラスの巨大地震や様々な災害に備えるためにも、庁舎の安全性確保が急務となっていますが、耐震補強を含めた大規模改修では、仮庁舎の建設等による費用負担、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応など、以前からの課題を根本的に解決することは困難です。

「羽曳野市本庁舎建替整備基本計画」（以下「本計画」）は、令和5（2023）年3月に策定した「羽曳野市本庁舎建替整備基本構想」を踏まえた上で、庁舎整備にあたり具体的な条件を定めることを目的として策定するものです。

2. 基本計画の位置づけ

本計画は、基本構想で定めた基本理念、基本方針を実現するための具体的な導入機能を挙げ、施設計画として敷地条件、施設の規模、配置、動線、工事の進め方、平面や階層、構造・設備、外構や景観についての考え方を示します。そして、事業を進める上での財政計画、事業スケジュールについて検討し、設計・工事段階に入るための条件を規定するものとなります。

●基本構想

現庁舎の課題等を把握・整理し、新庁舎の必要性、基本理念、基本方針、求められる機能、概算規模、建設場所等についての考え方を整理したもの

●基本計画

基本構想で整理された新庁舎の考え方について、具体的な機能、設備、規模等を示したもので、その後の設計の要求事項となるもの

●基本設計

基本計画で示された新庁舎の具体的な要求事項について、敷地条件や法令等を考慮して、平面・立面・断面等基本的な図面としてまとめたもの

●実施設計

基本設計の図面を基に、実際に工事を行うため、材料・寸法・数量・費用・意匠等を、詳細な図面・積算としてまとめたもの

●建設工事

実施設計図書に基づき、新庁舎を建設するもの

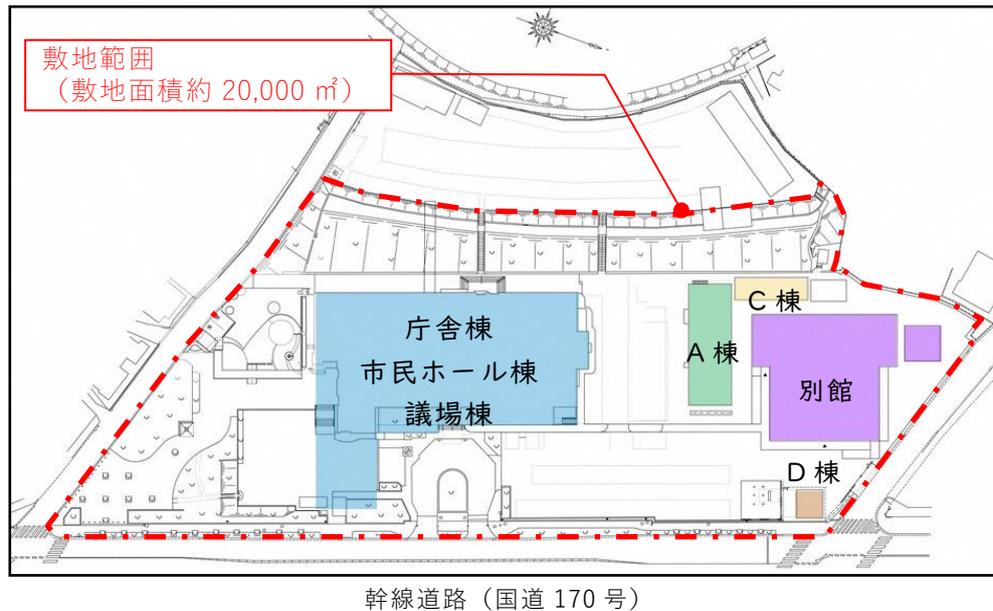
¹ 政府地震調査委員会が公表した地震発生確率値によるもの。

3. 現状と課題

(1) 庁舎概要

本庁舎は昭和49(1974)年に建設された庁舎棟、市民ホール棟、議場棟からなる建物で、令和5(2023)年で50年が経過します。建設当時の耐震基準(「以下「旧耐震基準」という。»)に基づき「震度5程度の地震にたえるもの」として建設されています。本敷地内にはA棟、C棟、D棟、別館が存在し、それらに加えて駐車場及び広場が配置されています。

① 現庁舎の配置状況



② 現庁舎の概要

建物名称	建築年	経過年数	階数	延床面積 ²	構造 ³
庁舎棟	昭和49年	50年	地下1階、地上4階	7,270.20 m ²	R C
市民ホール棟	昭和49年	50年	地上2階		S R C
議場棟	昭和49年	50年	地上3階	1,474.58 m ²	R C
本庁舎(本館)合計				8,744.78 m ²	
A棟	昭和49年	50年	地上2階	831 m ²	S
C棟	昭和57年	42年	地上2階	253 m ²	S
D棟	昭和48年	51年	地上2階	99 m ²	R C
別館	平成10年	26年	地上5階	4,765 m ²	S R C

² 庁舎棟の面積は屋上部(162.02 m²)を含まない。議場棟の面積は渡り廊下(51.29 m²)を含む。

³ RCは「鉄筋コンクリート造」、SRCは「鉄骨鉄筋コンクリート造」、Sは「鉄骨造」を表す。それぞれの想定耐用年数(一般的な建築物の耐用年数)は、RC・SRCが65年、Sが45年とされている。

(2) 課題

① 耐震性能の不足

- ・平成 25 (2013) 年 9 月に実施された現庁舎耐震診断では、現庁舎 (本館) の庁舎棟 1 ～ 4 階、市民ホール棟の 1 階、議場棟の 1 ～ 2 階において、耐震性を示す I_s 値⁴が 0.6 を下回り、震度 6 強の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いと診断されている。
- ・平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災では、多くの庁舎が甚大な被害を受け、災害対策本部の設置に大きな支障をきたすこととなった。本市においても庁舎は行政機能に加え、防災拠点機能としての役割を担うことから、災害に備えた十分な耐震性能が必要となる。

② 建物・施設の老朽化

- ・現庁舎 (本館) の 3 棟は、いずれも建築から 50 年が経過しており、建物の内外装や設備等の老朽化が進んでいる。
- ・屋根、窓面からの雨漏り、外壁タイルの剥離等が発生している。
- ・床のたわみ、壁、床の仕上材部分のひび割れ、剥がれ等が確認されている。
- ・設備機器、設備配管の劣化が進んでおり、エネルギー効率も低く、修繕費や維持管理費が年々増加している。
- ・設備機器の交換部品が生産終了となっているものもあるため、故障時の修理対応が難しく、今後、大規模改修が必要となってくる。

③ 防災機能の不足

- ・防災拠点として使用可能なスペースが十分でなく、有事の際の職員の動線構築、情報収集の体制の構築が困難である。
- ・災害対策本部要員や受援者のための備蓄品の保管スペース、シャワー室や休憩等が取れるスペースが十分確保されていない。
- ・災害時に停電等が発生した場合の自家発電設備や水道水の貯水槽などが機能的に配置されていない。
- ・現庁舎敷地は、防災ハザードマップ上で 1 m 以上 2 m 未満及び 2 m 以上 3 m 未満の浸水想定区域に属しているが、浸水対策が十分でない。
- ・電気室、発電機室、空調機械室等の基幹設備は本館の地階に設置されている。そのため耐震性能が十分でないだけでなく、地階への浸水による機能停止も懸念される。

⁴ 国土交通省が平成 25 年に制定した「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」によると、災害応急対策活動に必要な官庁施設のうち、「特に重要な官庁施設等 (Ⅰ類)」は I_s 値 0.9 以上、「多数の人が利用する官庁施設等 (Ⅱ類)」は I_s 値 0.75 以上を求めている。

④ 機能・利便性不足

- ・窓口が分散して配置されているため、来庁者にとってスムーズな手続きが行えない。
- ・事務スペース、会議室等が分散して配置されているため、業務上の連携が取りにくく、事務効率の低下を招いている。
- ・総合案内が奥にあり玄関からは見通せず、各案内サインも視認しにくい。
- ・喫茶店等は施設の地階にあり、動線もわかりにくく利用しにくい。
- ・設備機器が旧式のため非効率で環境負荷が大きく、環境に配慮した設備導入にはスペースや大規模改修が必要になる等の課題がある。

⑤ スペースの不足・狭あい化

- ・窓口に対し、個別相談スペースが十分に確保されていないなど、来庁者のプライバシー確保に課題がある。
- ・市民活動や交流のためのスペース、来訪される市民や観光客などに対する情報提供スペースが不足している。
- ・不特定多数の出入りに対するセキュリティ上の課題があり、休日・夜間の市民スペース利用に対応できていない。
- ・公文書は、法令や重要度により保存年限を定めた保管が必要であるが、現状の書庫は本館地階にあるなど浸水時に書庫が水没する恐れがある。
- ・期日前投票所や給付金の申請など臨時的な行政事務のために様々な用途で使用できるスペースが十分でない。
- ・事務の増加や組織改編等により執務スペースが狭くなり、合わせて会議室や書庫等が不足している。

⑥ バリアフリーやユニバーサルデザイン未対応

- ・バリアフリー化が行われておらず、根本的な解決策が必要となっている。
- ・来庁者用駐車場から東玄関まではスロープがあるが、東玄関から施設内に入るには階段もしくは段差解消機を使用しなければならない。
- ・多機能トイレが1箇所しか設置されていない。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックについて、様々な不備があり、抜本的な改善が必要となっている。
- ・カウンターや記載台、案内表示なども、車いす利用者や高齢者、障がい者の方に配慮した設備・機能が不足している。
- ・キッズスペース等がなく、乳幼児や子ども連れの来庁者にとって不便である。
- ・議会においても、議場や傍聴席等のバリアフリー化が行われておらず、車いす利用者や高齢者にとって利用しづらい状態になっている。
- ・年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応していない。

⑦ 世界遺産・文化財との調和

- ・現庁舎敷地の周囲には世界遺産登録された「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産である応神天皇陵古墳、墓山古墳、向墓山古墳がある。
- ・庁舎の建設においては、世界遺産がある景観との調和が求められる。
- ・市内には多くの歴史資産が点在するが、その価値をさらに活かす工夫が求められる。
- ・歴史資産の魅力を体験できるような展示や施設が十分でない。
- ・展示スペースは目立たない場所にあり、世界遺産の古墳が近くにあるという立地を活かせていない。

(3) 新庁舎の必要性

現庁舎は前項に整理したとおり、耐震性能の不足や施設・設備の老朽化により、市民の安全・安心の確保や災害時に防災拠点として災害応急活動や災害復旧活動を統括するための機能が十分ではありません。

また、窓口の分散化、執務室の狭あい化、バリアフリーやユニバーサルデザイン等への対応不足等が市民サービスや業務効率の低下を招く要因となっています。

大規模改修や耐震改修といった方法では、前述した庁舎の抱える課題を解決することは困難であり、抜本的な解決方法として建替えによる新庁舎整備が必要です。

(4) 市民意見募集の取組

基本構想・基本計画における市民意見募集の主な取り組みを以下に示します。

① シンポジウムの開催

本市では、基本構想策定にあたり新庁舎の建設や基本構想の内容について市民へ伝え、本事業に対する理解を深めるため、令和5(2023)年1月にシンポジウムを開催しました。

- ・テーマ「新庁舎建設と歴史資産・観光資源の活用に関するシンポジウム-市民の皆さんと創る未来の羽曳野市-
- ・羽曳野市本庁舎建替整備事業の概要説明
- ・講演1「歴史資産を活かした観光振興・まちづくりについて」
阪南大学国際観光学部国際観光学科 和泉 大樹 教授
- ・講演2「まちづくりの視点から新庁舎建設を考える」
大阪公立大学大学院工学研究科都市系専攻 嘉名 光市 教授

終了後のアンケートにおいては、講演を聴講しての庁舎整備に対する思いや期待、施設整備についての意見、そして、今後の建築費用の有効活用を望む意見などが出され、参加した市民の関心の高さが伺えました。

② パブリックコメント（意見募集）の実施

基本構想（案）についてのパブリックコメントを令和5(2023)年2月に実施しました。応募は7名から合計26件あり、建設敷地や施設計画、導入機能、事業費の検討についてまで幅広い意見を受けることができました。これを受け、本市の考えを公表するとともに、令和5年(2023)年3月に基本構想を策定しました。

③ 市民ワークショップの開催

庁舎整備に市民が直接関わる機会として、市民ワークショップを令和5(2023)年8月に開催しました。

- ・羽曳野市新庁舎建設に関するワークショップ
「羽曳野市の未来を創る新庁舎をみんなで考えよう！」
- ・第1回(8月6日) 現庁舎の問題点を発見し、新庁舎の課題を考えましょう！
場所：羽曳野市役所別館3階会議室、参加者：公募市民18名

テーマ

- ・グループで現庁舎を見学して課題を見つけてみよう
- ・グループで感想を共有し、課題を出し合いましょう
- ・グループで出た、課題とアイデアを発表しましょう

現状の庁舎の見学を行い、現在の庁舎が抱える問題点について話し合いました。また、新庁舎へ期待することについて意見交換を行いました。現庁舎についての課題や今後の新庁舎に求める機能など様々なご意見をいただきました。

- ・第2回（8月19日）第1回で発見した新庁舎の課題について解決策を考え、市長と話し合いましょう！

場所：羽曳野市役所別館3階会議室、参加者：公募市民20名

- ・グループで前回の課題を共有し、解決策を出し合いましょう
- ・解決シートに解決策を整理していきましょう
- ・グループで出たアイデアを市長・副市長・教育長に発表しましょう
- ・解決策を市長・副市長・教育長と話し合いましょう

前回の課題を共有し、解決策を出し合いました。グループで出たアイデアを市長・副市長・教育長に発表し、解決策を話し合いました。グループ毎に設定された課題テーマに対し、参加者それぞれの視点から課題に対する考え方と様々な解決策が出され、直接、市長、副市長、教育長に伝えていただきました。

④ 羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会

本計画の策定及び設計において、幅広く外部からの意見を聴取するため、市民や学識経験者、議員で構成する羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会を開催していません。＜開催状況等追記予定＞

第2章 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方

1. 基本理念と基本方針

(1) まちの将来像と基本理念

第6次羽曳野市総合基本計画における基本構想で掲げる「まちの将来像」を実現するための拠点として、持続可能なまちづくりを推進する庁舎となることをめざし、以下の基本理念としました。

まちの将来像

ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの
～みんなで作る だれもが住みたいまち～

基本理念

歴史・文化・自然を受け継ぎ 安全・安心な未来を創る新庁舎

(2) 基本方針

現庁舎の課題等を踏まえ、新庁舎の基本理念を実現するため、以下の5つの基本方針を定めました。

基本方針1 災害に強い庁舎

基本方針2 市民サービスの向上をめざした庁舎

基本方針3 行政機能の強化をめざした庁舎

基本方針4 環境にやさしく、経済性の高い庁舎

基本方針5 歴史資産（世界遺産・文化財）と調和した庁舎

2. 基本性能と整備する機能

基本理念と基本方針を実現するため、新庁舎に必要となる基本性能を以下のように設定します。
新庁舎において整備する具体的な機能・方策については、第3章で設定します。

基本方針	基本性能	整備する機能
基本方針1 災害に強い庁舎	(1) 庁舎の安全性の確保	●耐震性の確保
	(2) 防災拠点施設としての機能充実	●必要機器類の整備 ●備蓄機能の整備 ●帰宅困難者や受援者待機スペースの確保
	(3) 発災後における業務継続のための機能確保	●災害応急対策業務実施のための機能・設備の整備
基本方針2 市民サービスの向上 をめざした庁舎	(1) 来庁者の利便性向上・プライバシー保護	●窓口機能の向上 ●別館との接続による利便性の向上
	(2) 全ての市民が利用しやすい施設	●バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮 ●市民利用・交流空間の確保 ●市民サービス、憩い空間の確保
	(3) 市民サービスのデジタル化	●ICTの活用
基本方針3 行政機能の強化を めざした庁舎	(1) 適正な事務スペース等の確保による 効率的な執務環境の整備	●フレキシブルな執務スペースの確保 ●デジタル・トランスフォーメーション(DX) の推進 ●情報発信機能の充実
	(2) 防犯機能・セキュリティ機能の充実	●セキュリティの確保 ●防犯機能の充実
	(3) 円滑な議会運営に適した設備・機能の整備	●適切な配置・動線、バリアフリー、 セキュリティ、議会設備等の確保
基本方針4 環境にやさしく、経 済性の高い庁舎	(1) 環境負荷低減への配慮	●ZEB化、脱炭素化などの環境負荷低減 ●環境問題への配慮
	(2) ランニングコストの軽減・施設の長寿命化 に配慮した構造と設備の導入	●メンテナンスが容易な施設
基本方針5 歴史資産（世界遺 産・文化財）と調和 した庁舎	(1) 世界遺産・文化財が身近に感じられる施設	●世界遺産・文化財への配慮 ●景観との調和
	(2) 歴史資産の価値理解の促進、魅力発信の 拠点となる施設	●歴史遺産のガイダンス等機能

第3章 新庁舎の導入機能

1. 災害に強い庁舎

(1) 庁舎の安全性の確認

① 耐震性の確保

防災拠点機能を担う庁舎として大地震が発生しても構造体を補修することなく使用できることを前提とし、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年度（2021）年度版）」（国土交通省）における耐震安全性の分類で構造体はⅠ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類として計画します。

耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修することなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修することなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類の外部及び特定室*	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修することなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

* 特定室：活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。
出展：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年度（2021）年度版）」（国土交通省）

(2) 防災拠点施設としての機能充実

①必要機器類の整備

- ・災害時の活動拠点となる災害対策本部会議室、各部の主な災害対応職員の業務スペースとなる災害対策本部業務室として利用可能な会議室を市長室、危機管理部と同フロアに設置し、映像・音響設備、情報通信設備を整備します。
- ・防災行政無線、Jアラート等の通信設備を備えた通信機器室を危機管理部に隣接して整備し、災害対策本部と連携を図ります。



通常時は会議室の災害対策本部室（嘉麻市）



防災行政無線システム

【災害対策本部とは】

災害発生時、もしくは発生する恐れがある際に市長により市役所内に設置されます。市長が本部長となり各部局が本部員として構成され、国や各機関と連携しながら災害等に関する情報収集を行い、迅速な意思決定や災害対応等を行います。

②備蓄機能の整備

- ・災害対策活動に必要な3日分の職員用飲料水、食料、毛布、トイレ等を確保するための物資備蓄室、災害支援物資を受け入れるためのスペースを検討します。

③帰宅困難者や受援者待機スペースの確保

- ・一時避難者の収容場所や受援を要請した国、大阪府、関係機関等の職員の待機場所となるスペースを確保します。
- ・災害時の支援設備としてマンホールトイレや炊き出しスペースを庁舎外部へ設置します。
- ・エントランスロビー及び市民窓口の待合スペースの災害時活用、敷地内広場、駐車場の災害時における緊急車両の駐車スペースや受援のためのスペースへの活用を想定した計画とします。

(3) 発災後における業務継続のための機能確保

①災害応急対策業務実施のための機能・設備の整備

- ・ 1週間連続運転可能な非常用自家発電機を設け、72時間分の燃料を備蓄します。
- ・ 電力の2系統受電、通信は複数ルートで引き込む計画を検討します。
- ・ 給水断絶時に備え、受水槽で4日分の水を確保します。
- ・ 下水道機能が停止した場合に備えて緊急排水槽を設置し、7日分の排水容量を確保します。
- ・ インフラ断絶時でも災害対策本部やサーバー室等は稼働できる計画とします。
- ・ 通信設備は複数の通信手段を確保し、災害時の通信断絶を防ぐ計画とします。
- ・ 浸水対策として受変電設備、自家発電設備、サーバー室等の重要設備機器は上階設置とします。
- ・ 災害対策本部要員や受援者のためのシャワー室、休憩・仮眠が可能なスペースを計画します。



災害時対応の非常用自家発電機を整備



受水槽は災害時の活動人員飲用水を確保

インフラ等	基本的設備	対策例
電力	受変電設備	非常用自家発電機設置（1週間連続運転可能）、燃料備蓄（72時間）、2系統受電
通信	PBX・変換機	複数通信手段の確保（電話・無線）、複数引込
上水	受水槽	4日分の水の確保
下水	排水管	緊急排水層で排水容量7日分確保
空調	空調機	重要室の非常電源確保
浸水対策	受変電・自家発電設備、サーバー室等	上階設置

機能確保が必要な設備と対策例

2. 市民サービスの向上をめざした庁舎

(1) 来庁者の利便性向上・プライバシー保護

①窓口機能の向上

- ・市民利用の多い窓口・部署をできるだけ低層階に集約し、利便性を向上させます。
- ・各課の関連性、市民動線も考慮した配置を検討します。
- ・窓口のカウンターは、来庁者のプライバシーが確保でき、高齢者や障がい者等も利用しやすい仕様を検討します。
- ・来庁者のプライバシーに配慮した相談室、相談スペースを整備します。

②別館との接続による利便性の向上

- ・新庁舎と別館を渡り廊下で接続させ、市民の利便性を確保します。
- ・関連性の高い部署は同一階または直上・直下階に配置し、本館と別館で相互に連携がとりやすい計画とします。



手続き内容に応じたカウンター高さ（門川町）



プライバシー配慮のブースカウンター（門川町）

(2) 全ての市民が利用しやすい施設

①バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

- ・雨にぬれず段差のないバリアフリー動線を確保した駐車場、駐輪場等の整備を検討します。
- ・各階に多目的トイレを配置し、その一部に子ども用トイレ、ベビーベッド等を設置します。
- ・子育て関連の窓口がある階には、目の届きやすい場所にキッズスペースを設けます。
- ・低層階には授乳室やおむつ替えコーナーを配置し、流し台や調乳用温水器を設けます。
- ・案内表示はピクトグラムや絵記号などを使用し、複数言語を併記して誰にでも分かりやすい計画とします。
- ・デジタルサイネージや音声誘導装置により、各種窓口への円滑な誘導を行うほか、外国人へのわかりやすい案内にも配慮します。
- ・エレベーターは車いす利用者や緊急搬送時のストレッチャー等への対応も検討します。



屋根付き駐車場（嘉麻市）



多目的トイレスペース（嘉麻市）



わかりやすいピクトの案内表示（門川町）



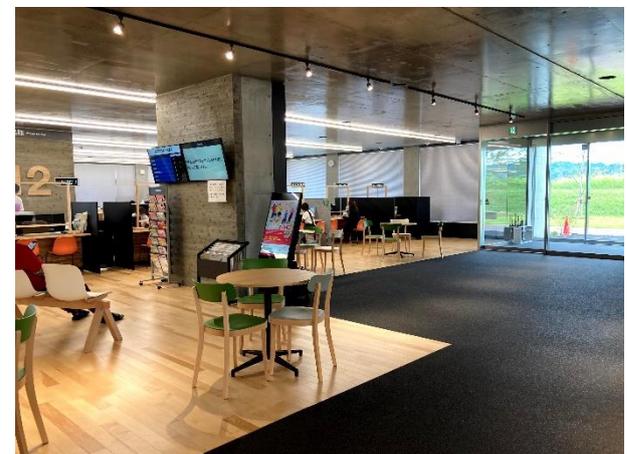
キッズスペースの設置例（門川町）

②市民利用・交流空間の確保

- ・市民活動や交流の場など、多用途に利用可能な多目的スペースを検討します。
- ・市民同士の交流を促す、誰でも気軽に利用可能な市民ロビーを検討します。
- ・文化活動の場として、市民の作品等が展示できるギャラリースペースを検討します。
- ・市民活動の場として、会議室等の開放を検討します。



間仕切開放可能な多目的スペース（門川町）



交流スペースとなる市民ロビー（嘉麻市）

③市民サービス、憩い空間の確保

- ・ イベントなどが開催できる屋外の市民広場設置を検討します。
- ・ 屋上や低層階の屋根を屋上緑化して開放し、市民の憩いの場とすることを検討します。
- ・ 低層階にコンビニ、カフェスペース、ATM コーナーなどの設置を検討します。

(3) 市民サービスのデジタル化

① ICTの活用

- ・ 窓口申請のデジタル化とオンライン化により、市民満足度向上と職員業務効率化を図ります。
- ・ 事前申請システムや証明書発行窓口のクイック発行窓口による迅速な手続きを検討します。
- ・ 証明書の発行手数料や各種税・保険料支払いについてキャッシュレス決済導入を検討します。



オンライン手続きサービスの推進（市HP）



申請書のタブレット対応窓口（伊丹市）

【ICTとは】

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。身近なところではスマートフォンを使ったSNS上やメールでのやり取りなどが該当します。

3. 行政機能の強化をめざした庁舎

(1) 適正な事務スペース等の確保による効率的な執務環境の整備

①フレキシブルな執務スペースの確保

- ・ 職員の執務エリアは個室の必要な部署を除き、ユニバーサルレイアウトを基本とし、人員の増減や部署の変更時に柔軟に対応可能な配置とします。
- ・ 関連する部署同士のコミュニケーションを活性化できるよう、仕切り壁のないオープンなフロアを基本とします。
- ・ 執務エリア後方にバックヤードを形成し、職員の打合せ、書類保管のためのスペース設置を検討します。

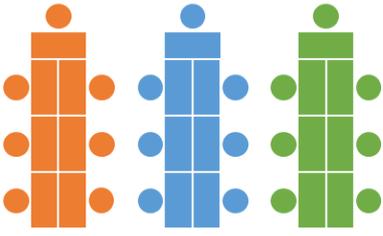
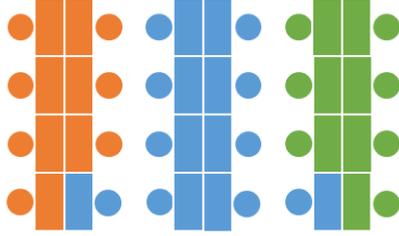
- ・ 執務室内に収納ロッカー、衣類掛けスペース等を配置します。
- ・ 職員の打合せスペースを兼ねたランチスペースを設置します。
- ・ 書庫・倉庫は現状の書類量等の把握を行い、将来的に必要な量を検討して計画します。



オープンなフロアの執務スペース（伊丹市）



執務室内収納ロッカー（伊丹市）

	従来型のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長席があり、課毎に島を構成した配置。 ・ 組織変更時は課の人数により机の移動が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長席も取り込み、机を固定して人は課をまたいだ配置。 ・ 組織変更時は人のみが移動。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課毎に島を作れるのでコミュニケーションしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机を規則的に配置できるため、スペースを効率的に利用できる。 ・ 担当課を超えたコミュニケーションができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長席や半端な机などスペースが非効率。 ・ 組織変更時に机の移動が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 席が課をまたぐため、課毎のコミュニケーションがとりにくい場合がある。

従来型レイアウトとユニバーサルレイアウト

②デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

- ・DX推進に適した庁内ネットワークと業務用デバイスの整備、来庁者のオンライン手続きのための電子記載台やデジタルペーパー、またはKIOSK端末等の設備の導入を検討します。
- ・庁舎内のWi-Fi利用や各執務室のフリーアクセスフロア採用など、ICT化に対応したLAN環境を整備します。
- ・会議室に液晶ディスプレイを設置するなど、オンライン会議やペーパーレスに対応した設備の導入を検討します。



窓口受付の番号発券機（伊丹市）



会議室の液晶ディスプレイ設置イメージ

【DXとは】

「Digital Transformation」の略で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを指します。

③情報発信機能の充実

- ・デジタルサイネージやPRスペースの整備により、市政、防災、世界遺産、観光、イベント等の情報発信機能の充実を図ります。



デジタルサイネージによる情報発信（伊丹市）

(2) 防犯機能・セキュリティ機能の充実

①セキュリティの確保

- ・ I Cカード認証システム等による、職員の入退室管理が可能な機能を検討します。
- ・ 行政情報や個人情報保護の観点から来庁者の利用エリアを明確にし、段階的なセキュリティ設定が可能な計画とします。
- ・ 業務時間外・休日開放への対応も考慮したセキュリティエリア計画を検討します。

②防犯機能の充実

- ・ 必要に応じて機械警備や防犯カメラ等を設置し、防犯対策を図ります。
- ・ 待合スペース、執務室はオープンな見通しのよい空間とすることで、防犯性を高めます。

セキュリティレベル	レベル1	レベル2	レベル3
セキュリティエリア	来庁者エリア	執務エリア	機密エリア
諸室イメージ	ロビー、窓口カウンター、休日・夜間開放エリア等	執務スペース、相談室、会議室等	サーバー室、通信機器室、書庫・倉庫等
管理方法	開放。夜間・休日は守衛室で管理	閉庁時はシャッターなどで区画	カードリーダーなどによる入退室管理
立入制限	来庁者	○	△
	職員	○	△

セキュリティレベルの区画イメージ

(3) 円滑な議会運営に適した設備・機能の整備

①適切な配置・動線、バリアフリー、セキュリティ、議会設備等の確保

- ・ 議会機能は、独立性を確保しやすい新庁舎の上層階に集約し、諸室相互の機能的な動線とセキュリティ確保を図ります。
- ・ 円滑な議会運営が可能な各席の配置や車いす議員席の設置を検討します。
- ・ 傍聴席は誰でも利用しやすいよう車いす利用者、視覚・聴覚障がい者等への対応を検討します。
- ・ 協議会室のほか、会議室としても利用できる委員会室の設置を検討します。
- ・ 議会図書室は打合せにも使用できる計画とし、有効活用を図ります。
- ・ 議会事務局、正副議長室、応接室、議会ロビー、記者室など必要な諸室を配置します。
- ・ 議員控室は、会派ごとの設置を基本とし、会派数や議員数の変化にも対応できるような機能を検討します。
- ・ I C T化に対応する資料表示モニター、電子採決、入退管理、議場カメラ、インターネット配信設備などの導入を検討します。
- ・ 議場内の床はバリアフリーに配慮したフラットで段差がない形状を検討するとともに、将来を見据えた多様な可能性を想定します。
- ・ 閉会時に多目的利用が可能な議場を検討します。



各席の見通しに配慮された議場（門川町）



傍聴席は手前に車いすスペースを設置（門川町）

4. 環境にやさしく、経済性の高い庁舎

(1) 環境負荷低減への配慮

①ZEB化、脱炭素化などの環境負荷低減

- ・環境に配慮した計画とすることで、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による高ランク取得、ネットゼロエネルギービル（ZEB）の実現をめざします。
- ・自然採光、自然通風、雨水・井戸水・地中熱利用等、自然エネルギーを直接利用する取り組みの他、太陽光発電など、自然エネルギーを電気や熱に変換利用する手法についても設置を検討します。
- ・日射や室内外の温度差による熱損失、熱取得の低減に努め、冷暖房の使用エネルギー量を削減します。
- ・西日を避ける建物構造や、ルーバー、庇、Low-E ガラス等の設置により、日射による空調エネルギーの増大を削減します。
- ・外壁、屋根等の断熱性能を高めるほか、窓には複層ガラスを採用し、外気温の室内への影響を抑える計画とします。
- ・空調・換気、照明、給湯等、設備機器の高効率化を目指し、全熱交換器やLED 照明、節水型器具等の採用を検討します。

【ZEBとは】

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー（空調、換気、照明、給湯、昇降機等に使用される消費エネルギー）の収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

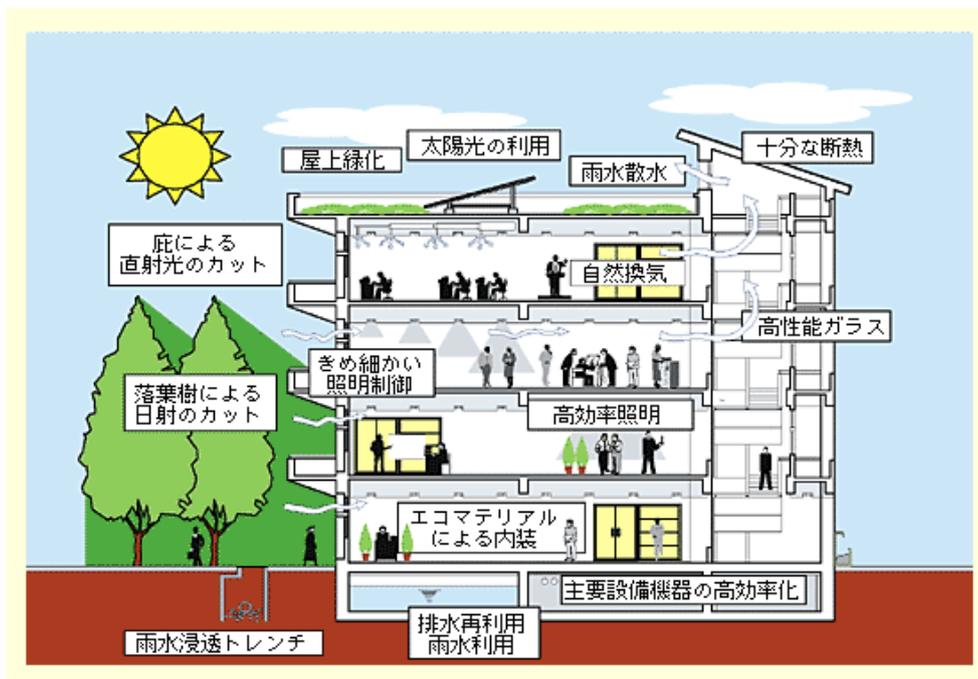
【CASBEEとは】

「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法です。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムです。

評価結果が「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B-ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階のランキングが与えられます。

②環境問題への配慮

- ・木材など何度でも生産が可能（サステイナブル）な自然材料、運搬により発生するCO₂を抑制できる地場産材、廃棄物を再利用するリサイクル製品などを積極的に利用します。
- ・部分的な更新が容易な工法や規格化された材料等の採用を検討し、環境負荷低減を図ります。



環境配慮型庁舎のイメージ[国土交通省グリーン庁舎基準及び同解説]

(2) ランニングコストの軽減・施設の長寿命化に配慮した構造と設備の導入

①メンテナンスが容易な施設

- ・床・壁・天井などの内部空間や外壁面などには、汚れにくく清掃のしやすい仕上げ材を採用することによって、清掃作業のしやすさと維持管理費用の縮減に配慮した計画とします。
- ・配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守などが容易に行えるよう配慮し、適切なメンテナンススペースをあらかじめ確保します。
- ・ライフサイクルコストの縮減をめざし、従来の損傷が発生した後に修繕を行う「事後保全型」ではなく、計画的に保全や改修を行う「予防保全型」の維持管理計画を策定します。

5. 歴史資産（世界遺産・文化財）と調和した庁舎

(1) 世界遺産・文化財が身近に感じられる施設

①世界遺産・文化財への配慮

- ・遺産影響評価（H I A : Heritage Impact Assessment）を踏まえた上で、古墳群の眺望と調和のとれた施設とします。
- ・文化財の保護と活用に配慮した整備のため、関係部局と協議・調整の上、試掘調査の実施等、適切な取り扱いを行います。

【遺産影響評価とは】

遺産影響評価（H I A : Heritage Impact Assessment）とは、計画される事業などが、世界遺産の価値に与える影響の可能性を事前に把握し、負の影響が想定される場合には、それらを回避又は低減する手法を導き出すために実施する評価分析作業のことです。

②景観との調和

- ・前面幹線道路からの景観に影響するため、ボリュームの低減を図るとともに、外観デザイン等への配慮によって、景観との調和を図ります。



前面幹線道路からの景観への配慮



周囲の景観と調和した外観デザインの検討

(2) 歴史資産の価値理解の促進、魅力発信の拠点となる施設

①歴史遺産のガイダンス等機能

- ・庁舎内に展示スペースを設け、来庁者が古墳や歴史資産のもつ価値に対する理解を深め、その魅力を体験できるものとします。
- ・庁舎最上階には周囲の応神天皇陵古墳・墓山古墳・向墓山古墳が一望できる展望スペースの設置を検討します。



現在の市民ギャラリー



風景が一望できる展望テラス（門川町）